

病院地震防災規程

第 章 総 則

(目 的)

第 条 この規程は、大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における地震防災について必要な事項を定め、大規模地震による災害の防止と、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 条 この規程は、病院に勤務し入院し又は出入りするすべての者に適用する。

第 章 平常時における対策

(地震防災対策委員会の設置)

第 条 における地震防災対策の総合的な推進を図るため、病院長を長とする「地震防災対策委員会(以下「対策委員会」という。)」を設ける。

2 対策委員会の委員は、病院長のほか、
、
、
等をもって構成する。

3 対策委員会の任務は、次による。

(1) 地震防災規程の改廃に関すること。

(2) 防災関係諸規程等の整備に関すること。

(3) 建物、設備の耐震化並びに防災設備の改善及び強化に関すること。

(4) 防災訓練に関すること。

(5) 防災教育及び防災の広報に関すること。

(6) その他、防災上必要な事項。

4 対策委員会は、に 回開催する。

ただし、緊急開催の必要があるときは、その都度委員長が招集する。

5 対策委員会のもとに委員長の指名する者を担当責任者とする防災対策班を組織する。

6 防災対策班の組織は次のとおりとする。

	(担当班)	(担当責任者)
	総括班	
	情報伝達班	
防災責任者	出火防止班	
(委員長)	消火班	
	避難誘導班	
	非常持出班	

(施設の安全対策)

第 条 建築物の安全性について、専門家による耐震検査を行い、その結果に基づき補強等の整備を行う。

2 医療器械、器具、戸棚類等地震動による転倒、移動、落下等二次的被害を予防するため取付け部分の補強等の措置を講ずる。

3 その他対策委員会の決定に基づく危険物の点検整備、避難設備の点検整備等の措置を防災対策班は、別表 点検整備分担表により行うものとする。

(緊急物資の備蓄)

第 条 災害時用として備蓄する食料品及び医薬品・衛生材料等の量目については次のとおり確保する。

(1) 食料品

- イ 患者用 人分(最大収容可能病床数 床の 倍)の 日分
- ロ 職員用 人分の 日分
- ハ 学生用 人分の 日分

(2) 医薬品及び衛生材料

入院患者 人分 + 外来患者 人分 計 人分を確保する。

(3) 日用品 必要最小限度のものとする。

(地震防災隊の編成)

第 条 **東海地震注意情報発表時**から地震発生時に備え、別表 の地震防災隊(自衛消防組織)の編成と任務分担を作成する。

(地震防災隊の隊長)

第 条 隊長は病院長をもってあて、副隊長は をもってあてる。

2 隊長は地震防災隊の活動に関する業務を総括する。

3 副隊長は隊長を助け隊長に事故あるとき又は不在のときはその職務を代理する。

(地震防災隊の班長)

第 条 地震防災隊の各班に班長を置く。

2 班長は隊長が任命する。

3 班長は担当隊員を指揮命令する。

第 章 **東海地震注意情報発表時**から警戒宣言発令時までの措置

(東海地震に関連する情報の伝達)

第 条 **東海地震注意情報**を知った者は、速やかに病院長又は他の責任ある職員等に報告しなければならない。

2 病院長は、職員に正確な情報の入手に努めさせ、**東海地震注意情報**に接した場合は、直ちに地震防災隊を立ち上げ、別表 地震防災対策チェック表により各班の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じさせる。

3 情報伝達班は、隊長の指揮を受け院内放送により、**東海地震注意情報**を患者及び職員等に周知させる。

4 情報伝達班が用いる放送文は混乱防止に十分配慮し、別紙 に定める要領で行うものとする。

(隊員の緊急動員)

第 条 隊員は、勤務時間外において**東海地震注意情報**を知ったとき、又は連絡を受けたときは、やむを得ない場合を除き、直ちに登院しなければならない。

2 休日夜間において、**東海地震注意情報が発表**された場合で時間的余裕がない場合は、登院してきた隊員及び当直職員等をもって、別表 による緊急活動を行うものとする。

第 章 警戒宣言発令時の措置

(地震防災隊の応急活動)

第 条 警戒宣言が発令されたときは、地震防災隊各班は任務分担に応じ、別表 地震防災対策チェック表による点検確認等の応急活動を実施する。

(警戒宣言発令の伝達)

第 条 職員は、テレビ・ラジオ、又はサイレン等によって、警戒宣言の発令を知ったときは、地震予知の内容を記録し隊長及び情報伝達班に報告する。

2 隊長は、報告を受けた場合等警戒宣言が発せられたことを確認したときは、警戒宣言が発せられたことを副隊長及び各班長に伝達する。

3 情報伝達班は隊長の指示を受け院内放送により、警戒宣言が発せられたことを患者及び職員等に周知させる。

4 情報伝達班が用いる放送文は、別紙 に定める要領で行うものとし、そのほか、地区周辺の治安状況、交通状況、電気・ガス・水道の供給状況、電話の通話状況、病院内の準備体制など、患者の不安解消に必要な情報の伝達を行うものとする。

(火気使用の中止)

第 条 隊長は、警戒宣言が発令されたときは、火気使用を中止させなければならない。ただし、地震予知が数日にわたる場合で、火気使用が特に必要なときは、隊長の許可を受け、最小限の使用ができるものとする。

(診察体制)

第 条 警戒宣言が発令されたときの外来患者の診療は、救急患者を除き中止する。

2 手術中に警戒宣言が発令されたときは、医師の判断により安全措置を講ずるものとする。

ただし、手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き中止する。

3 警戒宣言が発令されたときは、入院患者のうち退院可能者及び帰宅を希望する者については、主治医の判断により退院(帰宅)させるとともに外来患者についてもできるだけ帰宅させる。

営業を継続する場合の理由を明示(施設の安全性)

耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には、営業を継続することができます。

(エレベーター及び車両規制)

第 条 警戒宣言が発令されたときは、エレベーターの運行を停止する。ただし、緊急やむを得ない場合は、警戒宣言発令後、少時間に限り使用させることができる。

2 エレベーターの運行停止(電源をしゃ断する)に当たっては、機内に取り残された者がいないか十分確認のうえ措置するものとする。

3 避難通路の確保及び消火活動等を円滑に実施するため、警戒宣言が発令されたときは、病院内の駐車中の車両の整理のほか、外部から病院に進入する車両について取締るものとする。

(患者の避難誘導等)

第 条 避難誘導班は在院患者の安全確保を図るため、別紙 により措置する。

2 地域の避難命令がでたときは、指定の避難場所に避難させる。

3 患者を避難させる避難方法及び避難場所の定位置は、別紙 のとおりとする。

患者等の保護等方法については個々の施設の耐震性を十分に考慮して具体的にその内容定めるものとします。

(病院内保育所の措置)

第 条 病院内保育所は、警戒宣言が発令されたときは、保育業務を休止し、保護者に保育児を引き渡すものとする。

ただし、病院の都合により引き取りが困難なときは、保育士が保護し、指示があった場合には、 に避難させるものとする。

(電気・ガス・水の確保)

第 条 警戒宣言の発令により、予測される電気・ガス・水道の使用制限、又は供給停止に備えて、次のものを確保する。

(1) 電気について

自家発電装置及び携帯用発電機の使用準備を行うほか、関係機関の応援を受けるものとする。

(2) ガスについて

地元取引業者との話し合いで、警戒宣言が発令された段階で、代替燃料を確保する。

(3) 水について

警戒宣言が発令されたときは、受水槽等の水量確認をするほか、ポリバケツ等に水を確保する。

(警戒宣言時の給食)

第 条 警戒宣言が発令されたときは、患者・職員等の給食は別紙 に定める非常食献立に切りかえる。

(発災後の救護活動の準備)

第 条 発災後の救護活動を円滑に実施するための準備を整えるものとする。

第 章 地震発生時の措置

(情報の収集及び伝達)

第 条 情報伝達班は、地震が発生したときは、災害状況等の情報の内容を記録し、隊長に報告し、速やかに患者及び職員等に院内放送を通じて伝達する。ただし、災害により不通の場合は、携帯用拡声器で伝令により伝達する。

2 地震により火災が発生したときは、消火班を中心に消火活動にあたるものとする。

3 地震により負傷者等が生じたときは、総括班を中心に救護活動にあたるものとする。

4 災害時の情報伝達は、病院内の災害状況を伝えるとともに、周辺地域の災害状況についても、伝達するものとする。

第 章 地震発生後の措置

(被害状況の把握)

第 条 隊長は、別表 の地震発生後のチェック表に基づき点検を行い、支障をきたすものにあつては直ちに応急措置をとる。

2 隊長は、病院内に在る者の所在を確認し、不明の者がある場合は直ちに防災機関等に通報するとともに各班協力して救護活動にあたることを指示する。

第 章 訓練及び教育・広報

(地震防災訓練)

第 条 地震災害を最小限にとどめるため、訓練によって技術を習得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

(1) 個別訓練

情報の収集・伝達・初期消火・救出救護など班別の訓練を年 1 回以上実施する。

(2) 総合訓練

個別訓練をまとめたものを年 1 回以上実施する。

(地震防災に対する教育及び広報)

第 条 職員に対する地震防災に関する教育は、次によるものとする。

(1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置内容。

(2) 予知される地震及び津波に関する知識。

- (3) 地震予知情報が出された場合、及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - (4) 職員等が果たすべき役割
 - (5) 地震防災対策として、現在講じられている対象に関する知識。
 - (6) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- 2 患者及び家族に対しては、チラシ・ポスター・院内放送などの広報によって、警戒宣言から地震発生までの病院が措置する警戒体制及び有事の体制について、徹底を図るものとする。

別表

休日夜間時の緊急活動

	任 務
当直医師	1 総括指揮
事務当直者	1 情報の収集と伝達 2 消防機関等関係機関との連絡 3 外来者の応対 4 地震防災隊各班との連絡調整
保守当直者	1 火気等のしゃ断の確認 2 消防設備の点検整備 3 非常用電源の点検 4 危険物点検整備
当直婦長 病棟看護師	1 非常口の開放並びに開放性の確認 2 避難設備器具の設定 3 避難障害物の排除

東海地震注意情報が発表されたとき

『病院内の皆様に東海地震に関連する情報をお知らせいたします。
只今、東海地震注意情報が発表されたとのニュースが入りました。
この東海地震注意情報は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、これが大地震に結びつく可能性がおおきいと思われる時点で発表されます。今後、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。』

警戒宣言が発令されたとき（緊急通報である旨をチャイムで繰り返し流す）

「病院内の皆様にお知らせします。
本日 時 分、地震災害に関する警戒宣言が発令されました。この警戒宣言は - 日以内（又は数時間以内）に東海地震が起こる可能性が極めて高いことを伝えております。まだ詳細は分かっておりませんが、万一来に備え、職員並びに学生の皆さんは、あらかじめ定めた施設の地震防災規程に従って直ちに警戒体制に入り、地震防災隊の指示を待ってください。

患者の皆さんは、落ち着いて行動されるよう、職員の指示に御協力をお願いします。

なお、その後の情報は分かり次第、お伝えします。」

警戒宣言が発令された後の詳しい情報

「さきに発令された警戒宣言の詳しい内容が判断したのでお知らせします。
震源域は どこで 震度は どのくらい と伝えられております。たとえ、地震が起きてもあわてないことです。大きな揺れは1分程度です。その際患者の皆さんは毛布などをかぶり、ベッドの下に伏せるか、しっかりした壁に身を寄せて揺れの静まりを待ちましょう。もし、避難の必要が生じた際には、担当職員が安全地帯に誘導します。個人の勝手な行動は危険があり、混乱を招くので、必ず職員の指示で行動してください。

患者の避難及び救出を必要とするとき

「 病棟避難誘導班に緊急連絡 くりかえす 病棟避難開始！ 避難所へ誘導してください。 くりかえす 」

「総括班に緊急連絡 くりかえす 病棟内に残留者がいないか確認の上、報告してください。 くりかえす 」

別紙

在院患者の安全措置表

病棟	措置
各棟共通	1 在来患者名簿及び患者の救護区分を明確にする。 2 ベットの固定、酸素ボンベ（小容器のもの）をベッドに固定等の措置をする。 3 室内の器具、器材を移動させ、転倒、落下物の危険を防止する。
外科病棟	1
内科病棟	1
小児科病棟	1
産婦人科病棟	1
整形外科病棟	1
病棟	1

別表

防災対策班点検整備分担表

対象物	点 検 事 項	点検担当者
建物等 関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の耐火、耐震性に異常がないか ○ 建物（木造）の土台が老朽化していないか ○ 外壁、内壁に亀裂による落下のおそれがないか ○ 出入口、廊下、階段に転倒、落下物がないか ○ 照明器具、時計等の取付状況はどうか ○ 防火扉の破損、作動状況はどうか ○ 機材、設備が震動で倒壊するおそれはないか 	
火気使用 設備 器具 関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気使用設備（ボイラー、ガス関係設備、喫煙所、湯沸所）火気使用器具（炊事器具、暖房器具、滅菌器等）の安全性及び耐震性はどうか ○ 火気使用設備など転倒、落下しないか ○ 火気使用器具の台座が安全になっているか ○ 周囲から転倒、落下するものはないか ○ 火気使用設備器具の周囲に燃えやすいものがないか ○ ボンベ等の燃料容器の転倒防止ができていないか 	
危険物 等施設 関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貯蔵位置、貯蔵量、取扱状況（漏れ、あふれ、飛散）可燃物放置の有無 ○ 危険薬品保管所付近の火気取締、非常時の取扱方法等 ○ 医療ガス容器の震動による危害のおそれはないか ○ 高架タンク等が落下、転倒のおそれはないか ○ 油タンク等からボイラー、自家発電装置へ送油する配管に異常はないか ○ 火気使用設備と燃料タンクが防火的に区画されているか 	
消防用 設備等 関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消火器等が指定された場所にあるか ○ 消火器が震動で転倒、落下し損傷をうけることはないか ○ 避難器具、誘導設備、消火栓、火災報知器の管理はどうか ○ 放送設備、警報器の非常電源は確保されているか ○ 消防用設備の耐震性はどうか、標示におちはないか 	
電気設備 及び 人命安全 等関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気抵抗測定、トランス容量、電灯、動力配線の状況はどうか ○ 電気を動力とする機械器具の状況はどうか ○ 人命危険の発生箇所は是正及び安全な避難経路が確保されているか 	

別表 地震防災対策チェック表

実施事項	東海地震注意情報発表時適否	措 置	警戒宣言発令時適否
転倒防止は			
階段・通路の障害物は			
棚等からの落下物は			
火気使用器具の停止は			
LPGボンベ等の固定は			
発電機の燃料は			
主要出入口の開放は			
飲料水の確保は			
非常食料品の確保は			
医薬品、衛生品の確保は			
乾電池の確保は			

東海地震注意情報時	点検完了日時	
	点検者氏名	
警戒宣言発令時	点検完了日時	
	点検者氏名	

別表

地震発生後チェック表

実施事項	適否	措置
ガス漏れか所はないか		
漏水か所はないか		
油漏れはないか		
LPGボンベの固定は		
電気配線、器具に異常はないか		
発電機の機能はよいか		
階段、通路の障害物はないか		
主要な出入口の開放はよいか		
建物の損壊等危険か所はないか		
窓ガラスの破損等危険か所はないか		
屋外看板等に危険か所はないか		

点検完了日時	
点検者氏名	